



議題は(1)「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて」、(2)2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について、(3)その他です。基本指針の見直しは、昨年9月25日(第149回)より開始され、各委員より意見が交わされました。今回は「基本指針の見直し」についての6回目となります。

1月19日(月)、社会保障審議会障害者部会(第154回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第18回)合同会議がベルサール飯田橋駅前(東京都千代田区)で開催され、阿部一彦会長が委員としてオンライン参加しました。

「基本指針」見直しについて

社保審障害者部会

日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 阿部一彦
東京都豊島区目白3丁目4の3
ディアダックビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
https://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

阿部会長は、これまで検討を重ねた基本指針全体について賛成と述べ、その上で「今後、この基本指針を踏まえて、市町村で計画をつくる検討の際に、いかに反映されるかということが大事なことだ」と強調されました。また、都道府県及び市町村における障害者などへの支援体制の整備を図る「協議会」のありかたについて、重ねて意見を述べました。「協議会の活性化」ということで、しっかりと地域につながるようにしていただきたい。他の委員もおっしゃったように、当事者の参画はとても大事なことだ」と訴えました。委員からの意見などを踏まえて、第8期障害者福祉計画及び障害児福祉計画の成文化が進められます。また、4月1日に施行予定である「高次脳機能障害者支援法の成立及び法の施行」につ

いて、各都道府県への支援センターの設立等の概要説明が事務局よりありました。そのほか、各委員から人員不足が大きな課題となっている障害福祉分

1月30日(金)に標題の研究会において、報告書が発表されました。2024(令和6)年12月から「障害者雇用の質について」「障害者雇用量制度等の在り方について」という2つの課題を、障害者団体や障害者支援に携わる者、障害者雇用に積極的に取り組む団体等の計9団体からヒアリングを実施し、今回の報告書はこれまでの論点を整理しまとめたものです。日身連からは、岡本副会長が研究会委員として出席していました。

我が国の民間企業の障害者雇用は、雇用義務制度の創設の翌年昭和52年に実雇用率がわずか1.09%でしたが、約半世紀を経て令和7年には2.41%となり、障害者雇用の場が大きく広がってきたと言えます。こうした障害者雇用の場の広がり、創設当時1.5%であった法定雇用率が令和6年4月に2.3%から2.5%へ上がり、本年令和8年7月からは2.7%へ引き上げることとされています。一方で、雇用率が達成できない事業主(常用労働者100人超)は雇用納付金を支払うこととなり、行政指導などを受ける場合もあります。そのため、企業に代わって障害者の働く場を提供し、人材(障害者)を紹介する、そのような代行業(いわゆる「障害者雇用ビジネス」と

「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」 報告書案をとりまとめる 厚労省

野において、営利企業の参入も少なくないなか、人材確保と質の確保の両面に対する支援などの意見が寄せられました。

いう存在)が増加傾向にあります。このビジネスの大部分は法令違反ではありませんが、障害者雇用の場の広がりという意味で多くの疑問が生じるところです。こうした背景により、この研究会は設置されたのです。報告書では障害者雇用の「質」として特に重視されるべき要素として、次の5点を掲げています。1)職務と障害特性等との適切なマッチング、成長を促すOJTや教育訓練機会の確保等、2)能力発揮の成果の事業活動への十分な活用、3)採用・配置・育成等の計画的な実施、障害特性に配慮した働きやすさを高める措置等、4)発揮した能力に対する正当な評価とその反映、5)雇用の安定 これらはそのどれもがどの企業や事業所でも必要であり、障害者に特化したものではないことがわかります。企業側の意識が、雇用率の達成という方向のみに向かないよう、調整金・報奨金・助成金等一定の配慮は、今後の検討すべき課題とされています。障害のある労働者が、経済社会を構成する労働者の一員として能力発揮の機会を得られ、希望や障害特性に合った安心して働ける環境の中で、事業活動に貢献していくことが重要な社会を、報告書は締めくくっています。